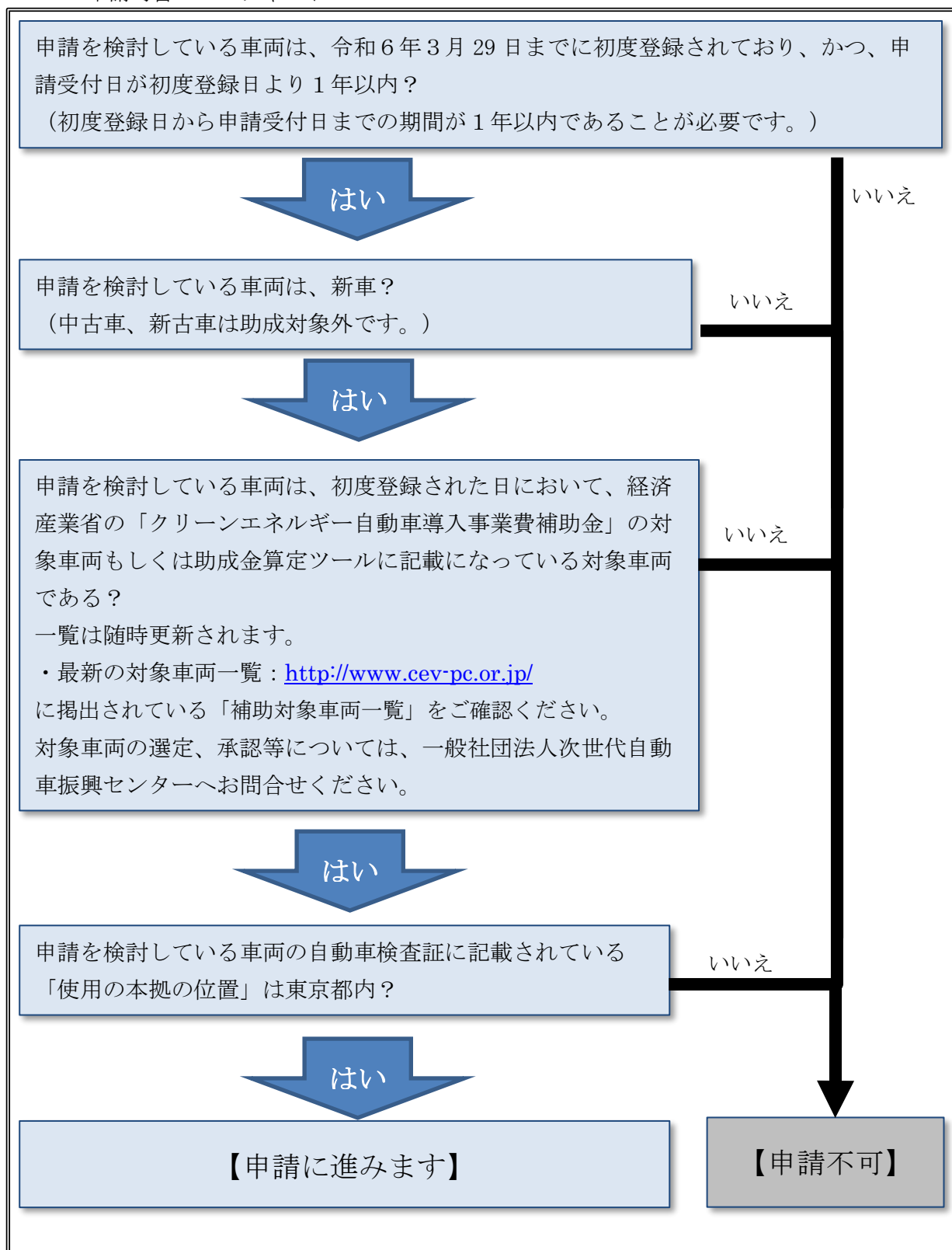


■ 個人申請【使用者が個人若しくは個人リースによる再エネ増額申請】の場合

1 申請可否フローチャート



2 必要書類

ア お手元にご用意するもの 【 全申請共通 】

以下の書類をお手元にご用意ください。不備がない申請を優先的に審査いたします。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。

また、修正や書類提出の連絡に対して 30 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とさせていただきます場合がございます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 車名及び購入価格の確認書類 (請求書又は注文書のコピーなど、車名及び車両本体価格がわかること。)	5MB
	(2) 車両代金の支払いを確認する書類 ⇒ <u>申請者が支払いを行い、売主が受領したことがわかる書類を提出</u> (領収書やローン、クレジット契約書のコピーなど車両本体価格の領収がわかること。)	5MB
	(3) 申請車両を確認する書類 (自動車検査証記録事項、自動車検査証のコピー)	5MB
	(4) 住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー (申請者のもの)	5MB
	(5) <u>増額申請する場合は再生可能エネルギー電力を導入していることがわかる書類</u>	5MB
	(6) リース契約の借主として申請する場合は、リース契約書 (借主 (申請者) 及び貸与元双方の印があるもの)	5MB
	(7) リース契約の借主として申請する場合は、借主 (申請者) の誓約書 (第2号様式)	5MB
	(8) リース契約の借主として申請する場合は、貸与料金の算定根拠明細書	5MB

(1)～(3)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

(《記載事項の詳細》)

(1) 車名及び購入価格の確認書類

確認事項：申請者との契約の有無、対象車種かどうか、助成対象経費（本体価格）

- ① 注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があり、売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること。
- ② CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。(印字されていない場合は、手書きでも可)
- ③ 車両本体価格及び支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額と確認します。)
- ④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)

(2) 車両代金の支払いを確認する書類

確認事項：申請者との契約の成立及び申請者による助成対象経費の支払完了

① 領収書

- ・ 宛名が申請者と同一名義であること。

《領収書について》

- ・ 請求書などに記載された車両代金全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。
- ・ ただし、下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。
- ・ 銀行振込の場合は、販売会社にて領収証がない場合、銀行発行の振込証明書の写しを提出(振込金受取書等) ※ 入金証明書の類は領収証として扱いません。
- ・ クレジットカード払いで領収書がない場合は、当助成金申請用に作成すること。

※ (注意)

金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表を添付してください。

② クレジット（所有権留保付ローン）で購入

- ・ クレジット、ローン契約書を提出すること。(申込書は不可。契約番号が記載されているものが望ましい。少なくとも契約締結日が明記されていること。)
- ・ 申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。

(3) 申請車両を確認する書類 【自動車検査証記録事項、自動車検査証のコピー】

確認事項：所有者、使用者、初度登録年月日、登録番号、使用の本拠の位置

- ① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。
※ 「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効
- ② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可
※ その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要
- ③ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。
- ④ 使用の本拠の位置の確認のため、「自動車検査証記録事項」を提出いただくようお願いいたします。(電子車検証のコピーでは不可です。)
- ⑤ 「所有者」名と「使用者」名は申請者名と同一であること
※ ただし、次の場合は例外として認める。

- 車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社又はローン会社、リース会社等となっている場合
- 申請車両の登録又は届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税又は軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態となる場合
 - ・ 「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場合に限りです。
 - 1) 減免制度の適用を受けていることが確認できる書類（写し）
 - 減免承認通知書、又は減免申請書（収受印のあるもの）
 - 2) 「所有者」と「使用者」の生計同一が確認できる書類（写し）
 - 生計同一証明書、住民票

【電子車検証について】

令和 5 年 1 月 4 日以降に初度登録された車両は電子車検証が発行されます。電子車検証は「所有者や申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。

《ダウンロード方法》

- ・NFC 対応※のスマートフォン(iOS,Android)
 - ・PC(Windows)+IC カードリーダー
- 上記いずれかの方法で車検証情報の詳細事項をダウンロードする。
 (電子車検証の情報のみでは詳細情報確認ができないため)
 アプリのダウンロード詳細等は、以下を確認してください。

【国土交通省 電子車検証特設サイト URL】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

【車検証閲覧アプリの概要と事前準備】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

※ NFC 対応とは、かざすだけで周辺機器との無線通信を可能にする技術のこと。

※ 電子車検証及び車検証閲覧アプリが普及するまでのしばらくの間は、電子車検証発行時や更新時に IC タグの内容も含めたすべての車検証情報が記載された自動車検査証記録事項が発行されるので、発行された自動車検査証記録事項のコピーにて提出も可能とする。

- (4) 住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー（申請者の方がご用意ください。）

確認事項：申請者が都内に住所を有しているか

- ① マイナンバーが記載されていないこと。又は、黒塗りされていること。
- ② 住所が東京都内であること。
- ③ 申請受付日から 3 か月以内に発行されたものであること。

- (5) 再生可能エネルギー電力導入による上乗せ補助について

① **再エネ 100%電力メニュー契約による増額申請**

該当の再エネ 100%電力メニューを契約していることがわかる書類 等

確認事項：メニューの名称、提供事業者、契約者名、供給している住所

例：契約書の写し、検針票の写し、提供事業者の web ページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。契約者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせても可。

■ 対象メニュー

・環境省補助事業における再エネ電力メニューに掲載されているプラン

(<https://www.env.go.jp/air/100.html>)

⇒ 環境省補助における再エネ 100%電力調達要件についての【手法2】再エネ 100%電力メニュー一覧に掲載されているもの

・東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」(令和元から2年度)又は九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3から4年度)で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの

キャンペーン名:「みんなでいっしょに自然の電気」

ア 電気の供給先が車両の自動車車検証の「使用の本拠の位置」若しくは自動車保管場所証明書(車庫証明書)又は保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致していること。

(例) 使用の本拠の位置が住民票と同じ住所(Aとする)であるが、Aとは別に2km圏内に所有の家屋の住所(Bとする)があり、そこで車庫証明を取得・登録し、Bにて再エネ100%電力メニューを契約した場合(使用の本拠の位置≠A)

⇒ 車庫証明書若しくは保管場所標章番号通知書に記載の保管場所の位置とBの住所が同一であれば、再エネ増額可能

※二世帯住宅等で、電力の契約者と申請車両の使用者が異なる場合も、電力の供給先が上記に該当する場合は増額申請可能です。

イ 小売電気事業者等と契約締結済であること。

(申込書など申込みの状態では申請できません。)

※既に契約している電力メニューが本補助の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はありません。

ウ 車両処分制限期間の間、対象メニューの中で電力メニューを変更することは可能です。

※交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

車両処分制限期間の間、条件を満たせなくなった場合は必ず申し出てください。

※処分制限期間の間、公社又は東京都により契約の継続を確認する場合があります。

② 太陽光発電システム設置による増額申請について

ア 要件について

太陽光発電システム設置による増額申請の要件		
R4 助成（～R5/3/31 迄の登録分）		R5 助成（R5/4/1～登録分）
①-1 発電出力が3kw(2.995kw 以上)であること		①-2 発電出力が2kw(1.995kw 以上)であること
② 電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置済みであること又は当該位置に自営線で接続されていること ※設置住所が違の場合、自動車保管場所証明書(車庫証明書)又は保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と同一であれば可。【使用の本拠の位置 or 保管場所の位置＝太陽光設置住所】		
③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPVM 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE－PV－FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記の表に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。		
実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成 13 年度まで)
3		住宅用太陽光発電導入促進事業(平成 14 年度から平成 17 年度まで)
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成 20 年度から平成 23 年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成 23 年度から平成 25 年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成 25 年度から平成 27 年度まで)
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成 21 年度及び平成 22 年度)
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成 23 年度及び平成 24 年度)

イ 提出書類

★ 上記の①、②、③の要件を満たす書類をご用意いただく必要がございます。

～要件～

原則として【A】と【B】の項目からそれぞれ1点ずつ書類を提示してください。

	確認書類	備考
①若しくは②を満たせる書類【A】	接続契約のご案内	
	系統連絡票回答書の控え	・電力会社の返答が記入されているもの
	検針票（購入料金のお知らせなど）	・発電設備が「W 発電」も可
	購入実績お知らせサービスなど	・発電設備が「W 発電」も可
	Web 検針票	・発電設備が「W 発電」も可
③を満たす書類【B】	太陽光モジュール（パネル）の保証書	・設置会社名やお客様名が明記されているもの
	出力対比表	・バーコードや枚数にて、各要件のkW数を満たしていることがわかること。 ・住所表記がない場合は、【A】より満たす書類を提出すること。
	太陽光設置における契約書及び竣工図など （例：納品書、工事請負契約書、完工証明書など）	・契約書 → 契約者・施主の双方の印や印紙が貼ってあるなど、契約書としての形式になっているもの ・竣工図などは契約書や完工証明書などの書類とセットにて認める。
	23 ページの表又は他の国若しくは区市町村で定める太陽光発電システムに関連した助成を受けたことがわかる書類 （交付決定通知書、額確定通知書）	・認証対象外のものでも、左記の助成を受けた証明書類を提出し、公社が認めた場合、【B】を満たすものとする。 （押印の無い申請書や当時の振込明細、予約受付通知書は不可）
【A】＋【B】を満たせる可能性のある書類 <u>※場合によっては他の関連書類の提出を求める可能性があります。</u>	再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（認定通知書）	モジュールを確認するものが手元にない方は、太陽光発電設備施工業者、仲介業者など家関連の事業者の方に認定証明書を出してもらうよう依頼してください。※みなし認定書は不可
	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について（認定証明書）	もし業者が廃業してわからない場合はご自身でご確認いただく必要がございます。 「再生可能エネルギー電子申請」をネットなどで検索いただいて、右側のログインID・パスワードが忘れた方はこちらをクリックして内容をご確認いただくようお願いいたします。
《備考》 ・太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能。 ・二世帯住宅や集合住宅等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用者が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。 ・太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力		

量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。

- ・ 全量売電の場合でも要件を満たしてれば増額申請可能です。
- ・ 地番標記にて記載のあるものでも可ですが、なるべく使用の本拠の位置と同一である書類をご用意ください。
- ・ その他、上記に記載のない書類でも提出いただくことで審査の中で公社が認められる可能性もございますので、要件を満たすように書類をご提出いただくようお願いいたします。

ウ 車両処分制限期間の間、上記条件を満たす限りはソーラーパネルの交換等を行うことは可能です。

※交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

車両処分制限期間の間、条件を満たさなくなった場合は必ず申し出てください。

特に、申請者の方が太陽光発電システムの所有者でない場合はご注意ください。

※処分制限期間の間、公社又は東京都により設置の継続を確認する場合があります。

(6) リース契約書

確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること

★ リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの

⇒ リースによる増額申請の場合は使用者（貸与先）に補助金が振り込まれます。そのため、月々のリース料金に反映することはできません。ご注意ください。

- ・ リース契約成立後の契約書であること。
- ・ リース期間、リース料金、車両（登録番号、車台番号等）が記載されていること。
- ・ リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。
- ・ 申請者（借主）及び貸与元双方の印があるもの

(7) 貸与料金の算定根拠明細書

（リース契約書で助成金相当額以上が差し引かれていない、かつ契約書に申請者（借主）及び貸与元双方の印がある場合は、（7）は不要です。）

確認事項：リース料金から東京都の助成金が差し引かれていないこと

- ① 借主（申請者）の住民票もしくは印鑑証使用者を貸与先と明記
- ② 氏名と一致すること。
- ③ 誓約書（第2号様式）の署名又は記名と一致すること。

(8) リース契約の借主として申請する場合は、借主（申請者）の誓約書（第2号様式）

(1)～(8)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

3 最終チェックリスト

以下の書類を最後にご確認ください。確認後、チェックすることができます。
チェックリストとしてご活用ください。

✓	個人申請書類
	第1号様式その1 ➤ 住民票又は印鑑証明書の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。 ➤ 自動車検査証の使用者の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。 ➤ 請求書及び領収書の宛名と申請者名は一致していますか。 ➤ 口座内容について記入ミスはございませんか。 ➤ ※口座内容の記入ミスにより振込みができないケースが多くあります。交付が遅れることにつながりますので必ず通帳等で確認の上記入してください。 ➤ 記入漏れはありませんか。
	第1号様式その4 ➤ 助成対象自動車と一致していますか。(請求書等のメーカー名・車名・グレード・型式と整合していますか。) ➤ 自動車検査証の車台番号と記載情報は一致していますか。 ➤ 増額申請する場合は、増額申請方法にチェックされていますか。 ➤ 記入漏れはありませんか。
	自動車検査証のコピー又はPDF（申請者が所有者及び使用者であること） ➤ 電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。※P8参照
	請求書等のコピー ➤ 宛名は申請者と一致していますか。 ➤ 車両本体価格がわかりますか。(下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する場合、現金支払い分とは別に明記されておりますか。)
	領収証等のコピー ➤ 発行者は請求書発行者と一致していますか。 ➤ 請求書の金額以上か。(車両本体価格以上の支払いが確認できますか。) ➤ 車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金を後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書 ➤ 振込等で領収書がない場合、金融機関発行の振込金受取書等代用書類を添付してください。
	第1号様式その5 ➤ すべての項目の確認の上、チェックを記載してありますか。 ➤ 記名されていますか。
	増額申請する場合は、以下のいずれか ➤ 東京都の指定する再エネ100%電力メニューを契約していることがわかる書類 ➤ 【～R5.4.1以降】太陽光発電システム（発電出力2kW以上）の設置状況等がわかる書類
	住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー（申請者のもの）
	リース契約の借主として申請する場合は、第2号様式（借主（申請者）の誓約書） ➤ 誓約事項に✓が入っていること。 ➤ 下部の署名欄に名前の記載があること。
	リース契約の借主として申請する場合は、リース契約書 ➤ 申請者及び貸与元双方の印があるもの（契約締結が確認できるもの） ➤ リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの
	リース契約の借主として申請する場合は、貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式） ➤ リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない、かつ契約書に申請者及び貸与元双方の印（契約締結が確認できるもの）がある場合は省略可

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

4 助成金を申請後に必要なこと

1 助成事業の経理（交付要綱第 18 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱表 2 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限期間（IX 8 (2) 参照）を超過するまでの期間保存してください。

2 調査等（交付要綱第 19 条）

被交付者は本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

3 申請の撤回（交付要綱第 10 条）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第 3 号様式）を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 5 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4 交付決定の取消し（交付要綱第 12 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

本助成金の返還（交付要綱第 13 条）、違約加算金（交付要綱第 14 条）、延滞金（交付要綱第 15 条）等については交付要綱をご確認ください。

5 軽微な変更

- (1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があつた場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

- ・申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）
- ・申請者の住所変更
- ・自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
- ・リース契約に関する変更（再リースなど）

- (2) 以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。

- ・助成対象者の「一般乗用旅客運送事業者」についての要件を満たすこと。
- ・車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること。

- (3) 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書（クール・ネット東京のHPでダウンロード可能）
- ・変更後の自動車検査証の写し
- ・その他の変更が確認できる公的書類の写し

6 処分にあたる変更

以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、

処分に該当します。処分の手続については 10 以降をご確認ください。

(1) 助成対象者の「都内」の要件を満たすこと。

個人事業主：個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること。

法人：法人設立または支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること・

リース事業者：貸主が上記要件を満たすこと・

(2) 車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること・

7 処分（交付要綱第 17 条）

処分とは、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供することをいう。

処分の例は以下のとおりです。

処分の例	処分の基準日
申請者又は貸与先住所の都外への変更	登記簿等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置のみ都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日又は車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む。）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

8 処分の制限（交付要綱第 17 条）

(1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置を都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日又は車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む。）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

(2) 本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

EV・PHEV（交付要綱 別表第 3 第 17 条及び第 18 条関係）

区分	処分制限期間
自家用車両（レンタカーを除く）	4 年

区分			処分制限期間
運送事業用車両・レ	乗用車	総排気量 2ℓ超のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4 年
		総排気量 0.6ℓ超 2ℓ以下のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの。	3 年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または小	4 年

		型自動車で、積載量 2 トン超のもの	
		道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または小型自動車で、積載量 2 トン以下のもの	3 年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3 年

※処分制限期間は、初度登録日から起算します。

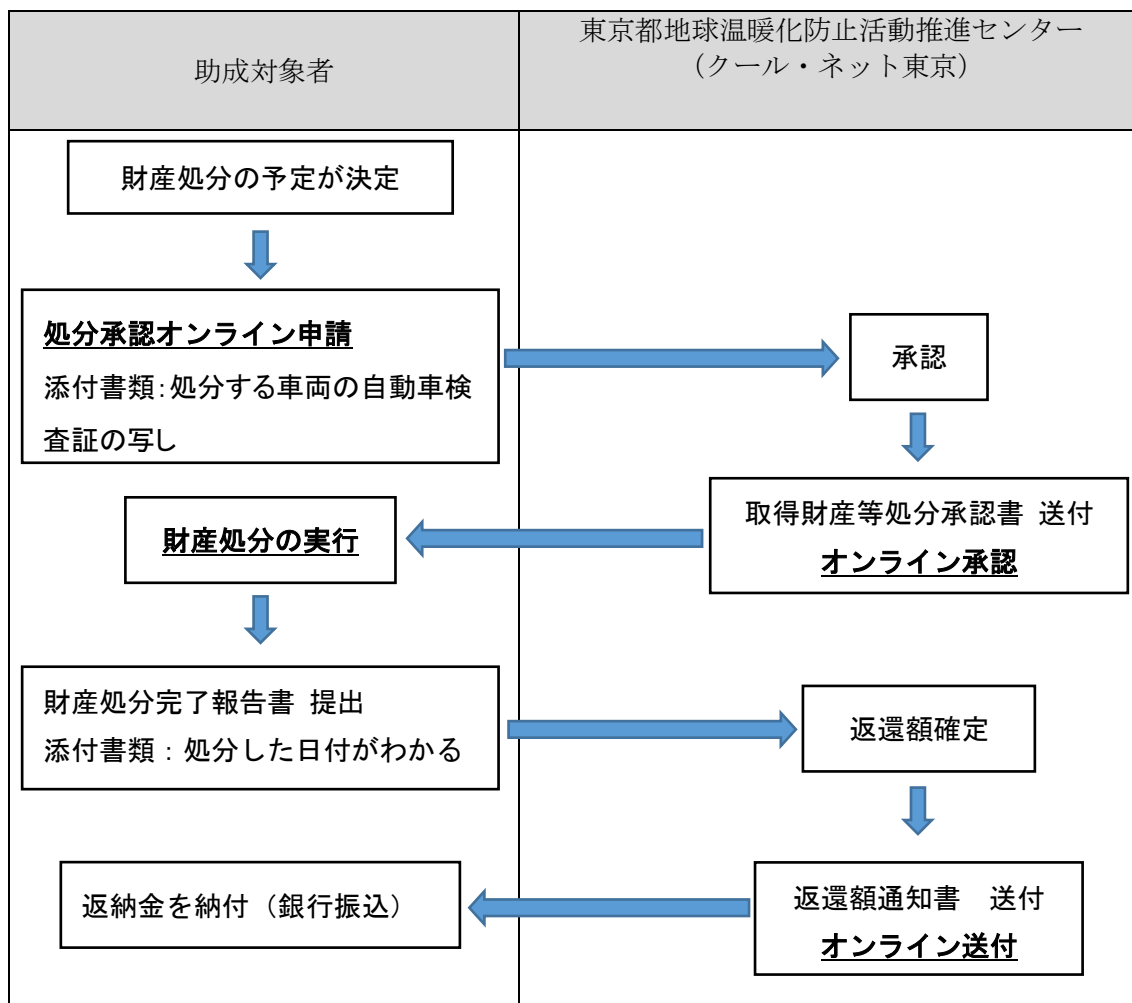
※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

(3) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

- ・承認申請書の様式は、クール・ネット東京のHPからダウンロードできます。
- ・承認申請の提出先は、助成金申請のときと同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・承認申請書の到達から承認通知まで 1 ～ 2 週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から 2 週間以上空けてください。
- ・承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

9 処分の手続き（交付要綱第 17 条）

(1) 交付決定日以降、処分制限期間内に車両を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。



- ① クール・ネット東京のHPからオンライン申請することができます。郵送の場合は、「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式をダウンロードしてください。
- ② 郵送の場合の承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ③ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ④ 承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。

- (2) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額}(\times 1) = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}(\times 2)}{\text{処分制限期間}(\times 3)} \right)$$

- ※1 千円未満切り捨てです。
- ※2 初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。
(例) 10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。
- ※3 処分制限期間も、月数で計算します。
(例) 自家用車両は処分制限期間4年なので48ヶ月で計算します。
- ※4 処分制限期間と経過期間が一致する場合は、申請の必要はありません。

- (3) 以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。なお、処分承認後に

免除申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書（免責証書）、示談書等の、記名・捺印があるもの。 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの） ・CEV補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの
申請者（リースの場合は貸与先）死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する（相続人が都内等の助成要件を満たす）	・申請者の除籍を証明する書類 ・申請者と相続人の続柄を証明する書類 ・変更後の車検証 ・リース契約書の承継契約書
その他クール・ネット東京が特に認める場合	・クール・ネット東京が指定する書類